

家財総合保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「家財総合保険」の重要事項説明書（「契約概要」、「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については書面の「家財総合保険 普通保険約款・特約」（以下「保険約款」といいます。）に記載しています。必要に応じて引受保険会社ホームページ（<https://www.sakurains.co.jp/>）に掲載のWeb約款をご覧いただくか、書面の保険約款を取扱代理店またはさくら損害保険株式会社（以下「弊社」といいます。）へご請求ください。ご不明な点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、**特にご注意ください事項**

用語のご説明

本紙で用いる主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「保険約款」をご確認ください。

用語	説明
か 家財	建物に収容されている生活用動産で被保険者が所有するものをいいます。
こ ご契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。「保険約款」には、「保険契約者」と記載されています。
た 建物	保険証券に記載された住居の用に供する建物または戸室をいいます。また、当該建物または戸室に付随する物置、車庫など日常生活を営むために必要な部分を含み、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された次条の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は 払込期日	保険料を払い込んでいただく期限のことをいいます（実際にお客様がご契約される払込期日については、申込書にてご確認ください。）。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられることができる方をいいます。
ふ 普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。

1 商品の仕組み、保険の対象

① 商品の仕組み

契約概要

a. 商品の名称

家財総合保険

b. 商品の仕組み

基本となる補償、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。

* この保険にセットできる特約の詳細は、「保険約款」をご確認ください。

基本となる補償(○:補償の対象)		主なセット可能な特約(任意セット特約)			
家財の補償	火災、落雷、破裂・爆発	○	家財のさらなる補償		
	風災、 <small>ひょう</small> 雹災、雪災	○	破損・汚損損害等補償特約(家財損害用)		
	水災	○	費用の補償	臨時費用特約	修理費用特約
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○		ドアロック交換費用特約	加害事故法律相談費用特約
	漏水などによる水濡れ	○		破損・汚損損害等補償特約(修理費用特約用)	ストーカー行為等被害時転居費用特約
	<small>そうじよう</small> 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○		破損・汚損損害等補償特約(借家人賠償責任特約用)	
	盗難による家財の盗取、建物内の通貨または預貯金証書の盗難損傷または汚損	○	賠償の補償	借家人賠償責任特約	個人賠償責任特約
費用の補償	残存物取片づけ費用	○	自動的にセットされる特約(自動セット特約)		
	失火見舞費用	○	包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)		
	地震火災費用	○			

+

+

② 保険の対象

契約概要

保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の住居の用に供する建物(以下、「建物」といいます。)に収容されている被保険者が所有する家財とします。ただし、保険の対象を収容する建物のうち共用部分または付属の物置・車庫その他の付属建物に収容されている家財を含みます。

(注)次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- 自動車
ただし、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類するもの
ただし、通貨、預貯金証書の盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。
- 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの商品、営業用什器・備品その他これらに類するもの
- その他保険証券記載のもの

2 基本となる補償、保険金額の設定方法等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、「**保険約款**」の該当条文をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合(第2条)	保険金をお支払いしない主な場合(第3条)
(1)火災、落雷、破裂・爆発	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p>③ 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触</p> <p>④ 左記(1)から(4)までまたは(9)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難</p> <p>⑤ 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難</p>
(2)風災、雹災、雪災	<p>(2) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>② 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害</p> <p>③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p>
(3)水災	<p>(3) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。</p> <p>② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害</p> <p>③ ねずみ食い、虫食い等</p>
(4)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等	<p>(1) 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)</p> <p>2. 落雷</p> <p>3. 破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。</p>
(5)家財の盗難	<p>1. 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等によるもの(洪こう水、高潮等を除きます。))</p> <p>2. 雹(ひょう)災</p> <p>3. 雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪なだれ崩をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪こう水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。</p>
(6)通貨および預貯金の盗難	<p>台風、暴風雨、豪雨等による洪こう水・融雪洪こう水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の1.または2.のいずれかの場合をいいます。</p> <p>1. 保険価格の30%以上の損害が生じること</p> <p>2. 保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること。なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいいます。)を超える浸水をいいます。</p>
(7)片付け費用	<p>1. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。</p> <p>2. 給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢いっ水による水濡れをいいます。</p> <p>3. 騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。</p>
(8)失火見舞費用	<p>盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難を含みます。</p>
(9)地震火災費用	<p>(1)から(4)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用をいいます。</p> <p>次に掲げる1.の事故によって2.の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用をいいます。</p> <p>1. 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。</p> <p>2. 第三者の所有物の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。</p> <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合、またはその家財が全焼となった場合には、それによって臨時に生ずる費用をいいます。</p>

② 主な特約の概要

契約概要

主な特約の概要は、次のとおりです。特約の詳細および下記に記載のない特約については、「**保険約款**」をご確認ください。

①臨時費用特約	次の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって、保険対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、保険金をお支払いします。 1. 火災、落雷、破裂・爆発 2. 風災、雹災、雪災 3. 建物外部からの物体の飛来・落下や騒擾による損害 等
②修理費用特約 (借家人賠償責任特約 と同時付帯とします。)	1. 火災、落雷、破裂・爆発、(2)風災、雹災、雪災、建物外部からの物体の飛来・落下、給排水設備に生じた事故、騒擾および家財の盗難 等 2. 建物内で被保険者が死亡し、その死亡により建物に生じた損害を修理した者または遺品整理を行った者が負担した建物に係る次の各号の費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。 ①修復費用 ②清掃、消臭・消毒費用 ③遺品整理費用 3. 建物外で被保険者が死亡し、その死亡により遺品整理を行った者が負担した次の費用に対して、修理費用保険金を支払います ①遺品整理費用
③破損・汚損損害等補償特約 (修理費用特約用)	被保険者が建物の所有者でない場合において、不測かつ突発的な事故によって建物に損害が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復旧させるために、被保険者が自己の費用で実際にこれを修理または交換を行った場合において修理または交換に要した費用に対して、保険金を支払います。
④借家人賠償責任特約 (修理費用特約と同時付帯とします。)	1. 火災および破裂・爆発、給排水設備に生じた事故 等 2. 建物内で被保険者が死亡し、その死亡により被保険者が建物に係る次の費用についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います。 ①修復費用 ②清掃、消臭・消毒費用 ③遺品整理費用 3. 建物外で被保険者が死亡し、その死亡により被保険者が建物に係る次の費用についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います。 ①遺品整理費用
⑤破損・汚損損害等補償特約(借家人賠償責任特約用)	被保険者の責めに起因する不測かつ突発的な事故によって建物が滅失、毀損もしくは汚損した場合に、被保険者がその貸主に対して被る法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払います。
⑥個人賠償責任特約	日本国内において次のいずれかの事故によって、被保険者が他人の身体に障害を与えた場合または他人の財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、被保険者がその他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって賠償損害を保険金として支払います。 1. 建物または家財の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 2. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
⑦ドアロック交換費用補償	次のいずれかの事由により、その事由が発生した日から180日以内に建物のドアロックの交換を行い、その費用を被保険者が負担した場合に、保険金を支払います。 1. 盗難保険金が支払われる場合でドアロックを侵入者により開錠されたためドアロックを交換したとき 2. 日本国内において被保険物件のドアの鍵を盗取されたこと 3. ドアロックをいたすらにより使用不能にされたこと
⑧加害事故法律相談費用	⑥の個人賠償責任特約に定める事故により他人の身体に障害を与えた場合または他人の財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、被保険者がその他人に対する法律上の損害賠償責任について弁護士等の法律相談を受け、法律相談料を負担したことによって被った損害に対して、保険金を支払います。
⑨ストーカー行為等被害時転居費用特約	被保険者が日本国内においてストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え、初年度補償開始日以降に警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」に基づいて申出等を行い受理され、かつ、補償期間中にストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第6条(住所又は居所の移転に関する警察署長への届出)に基づいて移転後の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出をし、現在の建物から転居先への引越し費用を支出した場合、その費用に対して、保険金を支払います。

③ 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、保険証券に記載された金額とします。
※実際にご契約される保険金額については、パンフレット等にてご確認ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

本制度の対象となる賃貸住宅、社宅または寮、等に入居期間中のみの補償となります。対象となる賃貸住宅、社宅または寮、等を退去された場合は補償の対象外となります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、ご契約の保険金額等により決定されます。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。実際にご契約される保険料につきましては、パンフレット等にてご確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約者(不動産管理会社等)から取りまとめて払い込みます。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

- ①実際にお住まいになる方の名前
 - ②家財を収容する建物の所在地
- を正しくお知らせください。事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

この保険はクーリングオフの対象外になります。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からも補償されることもありますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合もあります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- 補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任特約	自動車保険、傷害保険の個人賠償責任特約等

III 契約締結後におけるご注意事項

1 被保険者の通知義務

注意喚起情報

この保険には被保険者の「通知義務」に該当する事項はありません。

2 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

この保険には解約返れい金はありません。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者をご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、取扱代理店または弊社までお問合せください。また、本内容については被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

弊社代理店は、弊社との損害保険代理店委託契約に基づき、保険契約の募集は行いますが、以降の保険契約のお申込み、ご契約の締結等についてはお客様と弊社の間で直接行うため、代理店に委託する業務は最小限となっております。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、弊社までお問い合わせください。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供のために利用する他、弊社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①弊社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②弊社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③弊社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- ④弊社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。弊社のプライバシーポリシー、グループ企業や提携先企業、等については弊社公式ホームページ(<https://www.sakurains.co.jp/>)をご覧ください。

4 重大事由による解除

次に該当する場合は、弊社にご契約を解除することができます。この場合、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合
- 等

5 ご契約の無効・取消しの取扱い

- ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または脅迫の行為があった場合は、弊社にご契約を取り消すことができます。
- ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。

6 継続契約について

- 著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。
- 弊社が、「保険約款」、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における「保険約款」、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。

7 事故が起こったとき

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく弊社にご連絡ください。

(1) 保険金のご請求にあたっては、「保険約款」に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 等
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、警察署の盗難届出証明書 等
保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 家財等に関する事故、他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、凶面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ② 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
保険の対象であることが確認できる書類	建物登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 等
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類※	示談書 ^(注) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 等
質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等
遅滞なく事故のご通知がいただけなかった場合に、その理由と事故の発生が確認できる書類	事故連絡遅延理由書、その事故による損害の発生が確認できる写真 等

(注) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。


(2) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

(5) 保険金請求書類をご提出いただく等、保険約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。


さくら損害保険株式会社

 **0120-666-814**
[フリーダイヤル(無料)]

【受付時間】24時間365日受付

事故が起こった場合、補償に関するお問い合わせ、当社へのご相談・苦情がある場合につきましては、フリーダイヤルにて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター（指定紛争解決機関）

 **0570-022-808**
[ナビダイヤル(有料)]

【IP電話の場合】03-4332-5241

【受付時間】平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・12/30～1/4はお休みとさせていただきます。)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp>)



〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-12-5 東京信用金庫本店ビル10-B
公式ウェブサイト：<https://www.sakura-ins.co.jp>

ご相談・お申込先